

会議録(概要)

会議の名称	令和6年度第1回佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会
開催日時	令和6年7月9日(火) 午後1時30分～午後3時10分
場所	金井コミュニティセンター 2階 大会議室
議事	(1) 第3次佐渡市人権教育・啓発推進計画に基づく人権施策の 令和5年度実施状況について (2) 「第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画」策定について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	委 員：5名 委託業者 事務局：市 民 課 課 長 計良 好昭 人権啓発係 係長 小田 麻美
傍聴者	なし
会議資料	・ 令和5年度進捗状況表 ・ 人権に関する市民意識調査報告書 ・ 資料 No.1 佐渡市人権教育・啓発推進計画策定スケジュール ・ 資料 No.2 第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画体系図
備考	

会議の概要（発言の要旨）

発言者	議題・発言・結果等
事務局(小田)	(開会)
計良課長	(あいさつ)
	(委員、事務局等挨拶)
事務局(小田)	(座長選出)
座長	議題（１）、第３次佐渡市人権教育・啓発推進計画の令和５年度の実施状況について、事務局のほうから説明をお願いします。
事務局(小田)	令和５年度の実施状況についてご説明いたします。 事前にお送りした資料についてご説明させていただきます。 第３次の計画に基づき、それぞれの分野ごとに事業があり、計画最終年度である令和６年度の目標設定を定めており、それに対して令和５年度の実績及びその取組内容、取組から見える課題を記載してあります。 分野別に見ていきます。 令和５年度進捗状況表、分野別番号①、子どもの人権、事業数は全部で１３あります。通し番号１、放課後児童健全育成事業について。令和６年度の目標として、待機児童が０人ですが、令和５年度の実績としまして、待機児童が１４人、取組から見える課題のところにもありますが、令和５年度に児童クラブが閉所となっており、さらに児童クラブに対して対応が必要と思われます。 通し番号の１１、心の教育相談員、不登校児童生徒訪問指導員の配置、こちらについて令和５年度１校が欠員のまま終わっており、人材確保が課題となっております。 分野別番号②同和問題。事業数が１３ございます。 通し番号１５、佐渡人権展、人権講演会の実施について。 取組から見える課題としまして若い年齢層の来場者を増やすために、工夫見直しが必要と考えられます。 分野別番号③障がい者の人権について。事業数が全部で２５です。 通し番号３２、ボランティア、障がい者団体等の育成支援や、組織強化としまして、取組から見える課題。会員の高齢化や減少などにより、会の運営が縮小しており、対応が必要と思われます。 分野別番号④女性の人権についてです。事業数は全部で１１ございます。 通し番号６０、防災に関する積極的な女性登用及びアドバイザー登用、令和５年度の実績として、防災会議のほうを実施する予定であ

	ったが、地震対応のため会議の開催ができなかった。今年度は会議の開催が必要になると思われます。 分野別番号⑤、高齢者の人権についてです。 高齢者の人権については、事業数が全部で 17。通し番号 65、ボランティアポイントの制度の実施については、事業が廃止となっております。 通し番号 71、高齢者虐待への対応体制の構築、取組から見える課題の②になりますが、高齢者虐待の定義に当てはまらないケースへの対応が増えているとなっております。様々なケースへの対応について、他の機関との連携が必要になります。 分野別番号⑥外国籍の人の人権についてです。事業数が全部で 7 つございます。 令和 5 年度の実績として通し番号 86、A L T の外国語活動や英語科の授業の実施ということで、今年度は、A L T を 13 名に増員し、さらなる国際理解教育が期待されております。 分野別番号⑦拉致被害者の項目になります。事業数が全部で 3 つになります。 通し番号 89、家族に対する思いをともに考える会、取組から見える課題は拉致問題に関する関心の薄れ、風化を防ぐことであり、引き続き事業の継続が必要です。 分野別番号⑧インターネットについてです。事業数が全部で 5 つです。通し番号 90、啓発の推進、強化が必要となっています。 分野別番号⑨、個人情報の保護、事業数が全部 6 つです。 通し番号 99、本人通知制度の登録推進、令和 6 年度の目標としまして、市民登録者数 1,000 人が目標ですが、令和 6 年 3 月現在、登録者数が 566 人。登録者数が伸び悩んでいるため、周知方法の検討が必要です。 分野別番号の⑩、様々な人権、事業数が全部で 6 つです。 通し番号 102、通し番号 104、感染症の問題、L G B T Q ですとか関心の高い人権であるため、今後ますます啓発活動が必要です。 以上で令和 5 年度の説明を終わります。
座長	今ほどの説明の部分、説明なかった部分を含めまして、皆様方から、ご質問ご意見ございましたらぜひ出していただきたいと思いますと思いますがいかがでしょうか。
計良課長	本日お配りした資料の中で、今回事前に資料を送付し、委員の皆様から事前にご質問ご意見等頂いておりますので、そちらを先にご紹介し、回答させていただきます。5 年度の事業進捗状況に対するご意見、ご質問ということで、まず一つ目については、この計画の事業の評価、こういった成果、効果があったのかという部分をしっ

かり検証していかないと、次のステップに進めないのではないか、それについてどうか、実際事業評価に当たっては、数値的な指標で示していかないのかというご質問、それぞれ事業の検証、評価、いつ頃こういった方法で行うのかというご質問頂いております。

まず一番最初の、事業評価しないと次に進めないのではないかというご質問についてはご指摘のとおりでございまして、それぞれの施策の事業の評価を行って、その事業内容、改善、見直し等を行って次に進んでいくべきものというふうに認識しております。

数値的な指標、についてですが、先ほど5年度の実施状況、たくさん事業項目ございましたが、6年度に目標ということで、数値数値化して示している部分と、数値化されてない部分もございます。

ただやはり客観的に評価していくに当たってはできる限り、数値や数量を用いたほうが、見せる側、見る側についても、分かりやすいというふうに思っております。ですので全ての項目とはいかなくても、指標の定量化、数値化については、市役所内部でも協議してまいりたいと考えております。

実際に今回の実施状況の中で、今の計画がスタートした時点と今年最終年度6年度の目標が同じとなるのは、本当に進捗しているのかどうかという部分が見えづらい部分もあると思います。中には、相談体制を整備する、というふうに目標掲げていますが、その実績がないものについてはどう評価するか。委員の皆様においても、これをどう見ていいのかという部分が分かりづらいという部分でやはり数値化っていう部分は一つ、重要というふうに認識しております。

あと事業評価はいつ頃か、については、5か年計画の中で、毎年度、事業の評価という部分は行います。

実際、当年度の評価については翌年度、その実績が出てから、翌年度、になりますので、それについては今回の会議のように直近の懇談会の中でも、実施状況について委員の皆さんにもご説明しております。

評価の方法については、それぞれ、施策事業の市役所の中での担当部署ございますので、担当部署、担当課のほうで、事業の成果・評価を行っているものを、私どものほうで集約する形で取りまとめているというのが今の状況でございます。

続いてご質問の2番目、計画書に掲げられた事業について、検証、事業を見直した結果について、市民に公表すべきではないかという部分について、確かにこれまで、今日の懇談会も含めて、非公開で実施している経過もあり情報が開示されていないというのが今の状況です。

今後その設置要綱の改正も含めて、基本的には会議の内容というのはこの会議終了後等に公開していく必要があると考えております。特に計画策定については、この後、スケジュール等についても説明いたしますが、市民の意見聴取、パブリックコメントを行いますのでどういう議論を経て素案ができたか、市民の皆様にも公開していく必要があると考えておりますので、今日の会議記録も含めて、後日、公表する方向で進めていきたいと考えております。こちらについても何かご意見あればお聞かせ頂ければと思います。

三つ目、市民への人権尊重社会を形成を目指す佐渡市の施策、方向性を示すために、人権条例の制定の考えはあるかというお問合せでございます。まず市の人権施策の方向性と、個別の施策事業を示すものが、今現在、第3次計画になりますが佐渡市の人権計画であると私どもは認識しております。

ただ条例制定という今回の問合せの部分をもっと、大きな視点ではないかなと受け止めております。

前段の施策の実績評価に関するご質問の趣旨も踏まえると、5年スパンで目標を立てて進めてきているわけですが、実際目標達成にまだ届いていない部分も多々ございます。

やはり市として、社会的一方的な余力というか、そういった視点で、条例化というのが必要ではないかというご意見なのではないかと私どもは捉えました。

また今日、A委員がご欠席されておりますけども、昨年度の会議の中で、A委員からは、人権は権利として市民一人一人の中にしっかりと位置づける必要があると。それについては、行政としてもしっかりと位置づける示すもの、それが、一つ条例化という部分であるのではないかというふうにも、受け止めておりますので、やはり条例については、人権を包括的にする、個別の人権問題に対応していくのか、様々な条例のパターンがありますので、こちらについては、今日、お集まりの委員の皆様の中で、この懇談会の総意として、条例化というものが必要ではないかというご意見、集約されれば、やはり、計画策定と同様に、この件についても議論していく必要があるのではないかと考えております。

今この場で条例を作る、作らないと、断言まではいたしません。が、ぜひ皆さまのご意見を伺った上で、市として検討させていただきたいというのが今回の今日のこの場での回答とさせていただきたいと思っております。こちらからの回答は以上ですがもし質問の趣旨の受け止めが違ふようでしたら、B委員より補足でご意見頂ければと思います。

B 委員	今までの 1、2、3 次まで計画を立ててきました、1 次計画を立ててその目標に向かって事業をやっていたが、2 次の計画を立てる段階で、1 次を評価し、検証して 2 次計画を立ててないという。2 次計画を検証して、3 次の計画を立てないで、もう 1 次は終わった、2 次これです、3 次これですというふうに、先ほど事務局が言われたように、3 次の計画の評価、検証は、6 年になって終わってからやっていると 4 次には反映できないわけですね。 そこはやはり計画を立てたら、もう 5 年のうち 4 年終わってるが、ちゃんと検証すれば次の方向性が見えてくると思うので、それから計画の立っている中で検証して、次の計画を立てるまでには、しっかりと検証した結果を反映する計画を立てなければ、単なる同じ計画の繰り返しにしかすぎなくて、何ら変化がないのかなというふうに私は感じたものですから、検証はいつやって、次の計画にどう反映されるのかというところをちゃんとやっていかないと、アンケートも同じですが、同じものを繰り返してただけで、効果というかやった効果が出てこないのではないかという感じがします。
計良課長	確かに 5 か年計画の中で、例えば今年度が最終年度なので、今年度終わってから、全体の 5 年分を総括して次というと、当然またどんどん次の計画を立てるのが遅れるというか、空白ができるという話で、それよりは 5 年進む中で 2 年、3 年目ぐらいから、その見通しというか、そういったのも踏まえて、早め早めにしっかり評価する形で、次の目標、計画を立てていくというそのサイクルが途切れないように、ということですね。
座長	もしかすると一つのまとまりの中で、次の 4 次をつくる際に、多分今いろいろ流れていって、その都度、本当は、どっかで区切って評価するべきだと思うんですが、それだけをやってられない部分もあって、その流れの中で何となく評価は、それぞれの課で、見えないところでやっているのかなという気がしていて、決してその評価自体が、その次の策定に生かされてはないわけではなく、ある部分は多分見えないなりに、それぞれの担当課が評価をしつつ、その次に反映しているのではないかという気がしますが、そこを何か見えるような形にできるといいなと思います。
計良課長	例えば教育の部分でいうと、J 委員ご存じのとおり佐渡市の教育大綱があって、教育振興基本計画、あれも 5 年サイクルでやってますよね。今回このいろいろな施策の中にもそれぞれの部署は、やはり単発で事業を組んでいるわけではなくそれぞれの農林水産であれば農林水産の中の計画、その中で特に人権問題に関わる部分をピックアップして、この計画に乗せているので、その一部がここに集まって、なかなかちゃんと全体が進んでるのかどうかという部分が、

	見えづらいという部分なのかなと。こちらが見せる側も見てもらう方にも、分かるように整理しないと、委員の皆様にご意見もらうについてはちょっと弱いのかなと感じているのでその部分は改善していきたいと思います。
B 委員	先ほど言ったように、座長さんが言われたとおり、毎年毎年度これやっていますよね。これを見ると、課題とかありますが、次年度でそれを生かしてくれているかという、生かしてないんですよ。そのときはそう思ったけども、次の年は同じまた事業や、この事業が要らないとか要るとかという判断は何もしてない。ただ、やりました、こういう課題があります、次年度もやりました、こういう課題、同じ課題が何年続くわけです。そこを検証しなければ計画はできないんじゃないかなというのが、私は思うところなので、繰り返してはいけませんよ、単なる。だから、そういったものを毎年やっていたら、次の年はこれ要らないようだ、これが必要だ、ではもっとインターネットが出てきたらインターネットも加えていかないといけないとか、そういったものを検証するのが毎年やっていくことかなと思うんですよ。だから、そういった意見が出たら、そこを事業の中に加えてという、後にいくと同和問題、子どもの人権で、人権を扱った道徳事業公開等という、これは県がやりませんかと言ってきた。それでやったんで、市の事業ではない。市が直接考えた事業ではない。こういったものがやはり、検証して市としても継続的にやるかどうか、来年またもっと広く、公開してやるような動きがあるんですが、ボリュームをつけていくとかいうようなことを一つ一つ検証していくのが各課の作業と思うのですが、そうすると取りまとめた市民課では、全体的にはこれでいいかどうかという評価をして、次年度の事業計画、あるいは次期の計画に組入れていかなければ、何かそのサイクルがうまくいっていないような感じがするので。
計良課長	確かに各部署で、やるべき施策事業ということでやっているけれどそれが人権の計画に載せたときに、例えば先に説明した分野別の6番、例えば外国籍の人権といったときに、目標もない、受入れ実績は例えばホームステイが載っていますが、ないと。 それは、例えば市の部署で必要な事業としてやっているけれど、この人権のこの計画の中に載せて評価しないといけないかどうか。逆に実績ないんであれば、B委員ご指摘あったスクラップアンドビルドじゃないですが、ここにはもう載せないよと、代わりに何かまた別な取組が必要であれば載せるとか、そういったことですよね。
B 委員	そうですね。ですから外国人のものについては、事業は確かにここに書いてあるようなことでやっているんですが、アンケートは全

	く違うことを聞いてますよね。外国人の人権を守れるかどうかというアンケートを取ってますよね。市民は、外国人の人権については全く無関心な結果が出てますよね、アンケートの結果。じゃあ施策としてこんな事業だけでいいのかどうかというところは、誰が検討するのかな、と。今外国人の話が出ましたが、そういうことだと思うんです。外国人の人権についての事業というのはこれでいいのかどうか、これだけで十分なのか、というところはアンケートとの整合性がないんじゃないかな。アンケートをせっかく取ってるのに、それが施策に生かされてないというのはおかしいんじゃないのっていうことも感じます。 外国人の人権のアンケートでは尊重されている、が 8.8%、それからある程度が 47%、尊重されていない、あまり尊重されていないが 16.5%ということで、結局意識が薄いから、ある程度に丸つける、ということだと思う。それも現実として実感があれば、尊重されているんだなとか、全く尊重されてないなというふうに、2局に分かれるのが普通だと思うのですが、三つのうち、真ん中にくるといったことは意識が全くない。外国人の人権に対する意識が全くない、というふうに私は個人的に思います。 そうすると、では佐渡市の市民に対して人権、外国人に対する人権意識をどう高めていったらよいかというような事業をここに組み込んでいくべきじゃないかなと私は思うんですが、その辺りはいかがでしょう。
計良課長	ありがとうございます。確かに今のご指摘のとおり、だなど。意識調査と市で人権計画の中に載っているこの施策事業等がちゃんとつながってるかどうか。ほかの委員の皆様からのご意見頂きたいですが、それも含めてせっかく今回計画を見直すタイミングなので、そこら辺から設計のほうに注意していく、考えていかないとと思いますので。
B 委員	1 次から 2 次、3 次ぐらいまで教育推進計画、人権教育・推進計画を作ったんです。それで私の経験としては、3 月、2 月から 3 月にかけて作り終わるとこれでほっとして、次の 5 年間は仕事がないというか、その問題について検証だとか、点検だとかそういったことはなくて、次、また 5 年経つと第 2 次になり第 3 次になった、と今振り返ると思っていて。確かに B 委員がおっしゃるように、その 1 次の計画、全体をとらえて 2 次、その次 3 次というそういう点検と次への関わり方というのはやってこなかった。2 月の、2 月から 3 月に大体、出来上がると、それで、今度、終われるという気持ちになって、もう疲れた、という形で来たかな、と思っています。だからそうなる、5 年間の、3 年目 4 年目になって検証するとなる

	と、やはり、こういう策定委員会を5年間空欄じゃなくて、3年目とか4年目から機能していくべきなんだろうなと思いました。難しいですね。座長おっしゃったように1年ごとの点検はあって、それなりにやられてはいるんだけど、1年目の点検、2年目の点検、3年目の点検が、やはりばらばらになっていて、それを踏まえて、3年目4年目こうしようとか、いうことを各課がやっていないような気がします。難しい作業だけど、それをやるかですね。自戒をこめて。
座長	最後の最後じゃなくて常に、見直し点検というのが大事なんだな、と感じましたし、自分の担当するところもそうですけれども、そういう視点で、アンケートも内容も踏まえて、いろいろ見ていかなきゃいけないんだな、と感じた次第です。ありがとうございました。
計良課長	引き続きB委員から、事業の進捗の関係のご質問で、分野別番号②の同和問題、子どもの人権と重複と資料のところにも。これは分野別番号①の子どもの人権の通し番号の8番、教職員研修の機会確保と充実というところと、分野別番号②同和問題の通し番号でいうと19番。こちらが5年度の取組内容と実績というところに、重複と書いてございます。これが計画に掲載されていなかった事業なのかどうかクエスチョンということで、一応確かに子どもと同和の部分で教職員研修、という部分でかぶっている部分ありますけれども、確かにこちらの3次の計画書には一応載っています。計画書23ページの③番、教職員研修機会確保と充実というところがございますし、これが子どもの人権のところですよ。あと、計画書の31ページのところの②番ということで研修会講演会等への参加による職員の資質向上ということで、一応佐渡市の人権計画には、重複した形ではありませんけれども、事業としては掲載しております。 これが一つと、あと、ご質問の分野別番号②同和問題のところの通し番号の20番、人権を扱った道徳事業の公開というところで、ご質問頂いたのは事業を実施した結果、子どもたち、保護者にどのような効果、影響を与えることができたのか。あと、先ほどありましたけれども公開授業による市民の反応、意識変化はあったのか。継続が必要な事業かどうか今後の事業展開についてのご質問になります。 こちらの事業を実施した、アンケートもしくは聞き取り等になるかと思っておりますけれども、子どもたち、保護者からは、友達を大切にやる意識が高まったり、親子で話し合う機会になりましたというような声が寄せられております。

	あと、公開授業につきましては、教職員の研修機会にもなり今後も継続し、現地、フィールドワークなどの参加も呼びかけて、今後の授業づくりに役立つようつなげていきたいというふうに、考えているということで教育委員会のほうから、回答頂いております。
B 委員	一例として挙げたのですが、要は、この事業や公開授業をやって、児童生徒だけではなく、いわゆる住民にも声かけて、この授業を見てくださいよという形で、昨年1月にやったんでね。しかも、市内の学校全員全校で取り組んだというようなことがあったものですから。その授業の内容は、小学校1年生から6年生まで道徳授業の中で、いろんな偏見や差別、自分たちが生きていく社会の中で、小学生はこんなこと、親切とか何とかというような話だったり、命の大切さとかであったり。4年生5年生になると、地域でどう生きていくかという地域のつながりを大切にしようというのと、あるいは5年生ぐらいだと差別とか偏見というようなテーマで、段階的にいろいろな道徳の扱いをしたものですから、それを一般の方が見ることによって、子どもたちこんなことを学んでるのかということを知って地域でやはり子どもたちの接触方も変わってくるのかなというふうなことが感じました。今までですね、道徳授業って余り見たことがない、何をやっているんだろうというようなことだったんだけど、そういうことを子どもたちは考えてるんだなというようなことがありますし、それから中学生になると、やっぱりもっと大人の、レベルが高い、差別とか偏見とかという見方をしてくるということが、人権作文なんかを読んでも見えるので、そうするとやはり今の子どもたちが、こんな考え、人権に対する考え方ってこんなことを学んでいるんだということがよく分かったので、そういった、いわゆる学校だけじゃなくて公開道徳授業を公開することは非常に保護者、一般の社会、一般の住民にもそういったことが周知できて、よかったのかなという評価が出てきて、来年度もぜひやりたいというふうな検証をしていただけるとありがたかったかなと思った。 それはやはり、私も行ってみたらやはりこう感動的なところもあったし、子どもたちはこんなところを考えているんだというようなことが、実感としてというか、先生が一生懸命勉強してくれたんだと思うんですけど、子どもたちがそういったことを頭で考えてるんだというのが分かったので、その地域で生活する子どもたちと大人とのコミュニケーション、人権を通してのコミュニケーションがあるのかなという感じを受けました。ですからこの事業は、いい事業だなと思って、各学校行ったときにはよかったですよと言っていますから、来年というか今年、今年度も続けるのかなと。

	あとやはり、学校へ行って校長先生と私がその話をしたら、いつも私たちは人権教室というのは低学年しかやっていないんですが、ぜひ高学年で、保護者も入れて、人権教室をやってほしいという意見が出ましたので、結局、やることになりましたけれども、やはり先生方が、保護者と子どもたちが一緒に考えるというようなことを望んでいるように私は感じました。ですから、こういった事業がいいんじゃないかなと思います。一例として挙げたものです。
座長	今学校で取り組んでいるようなことについて、地域の方にもというような話もあり、その辺りは、特に地域のほうに取組の様子が伝わってきているとか、そのようなことはありますでしょうかね。
B 委員	たぶん学校によっては地域にも開いて、どうぞというのは、あったんじゃないかなと思うんですけども。羽茂の場合は、一応、保護者会みたいなのを同時に開いているのと、あとは回覧版で、公開授業ありますんで、どうぞ自由に参加してくださいというので、私は回覧版を見て参加したんですよね。 そこには民生委員もいたり、いろんなボランティア、学校のボランティアもかなり来てたみたいで、これはよかったなと。
計良課長	例えば今日、委員で、女性の団体さん、あと老人クラブさんにも例えばそういう学校でこういう授業があるから、声かけたら来てもらったりというの、広さの問題があるか分からないですけどそういったやり方も、ありますかね。
座長	今の回覧版なんていうのはよく地域ごとにあるかなと思うので、こうやって有効に使うと、場合によってはそれぞれの関係団体の皆さんにお伝えできるといいのかな、と思います。 今回の人権展でも各学校がその取組を、こういうので紹介した、本物は大きく拡大印刷してもらったのですが、それぞれの授業をやっていますとか、集会やっていますとか、親子で活動しましたなんていう紹介があって、非常に、道徳だけじゃないんですけども、人権に関わる取組をやっているというのが紹介されましたので、たまたま私今持っていましたので、もしご覧になるようであれば。 他の委員の皆様のほうからはいかがでしょうか。 ⑩までの成果並びに課題について何かお聞きになりたいようなことが何かあればお願いいたします。（なし）では以上で質問及び意見の方は終了とさせていただきますと思います。 では次にうつります。議題の2であります。第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画の策定についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局(小田)	議題2の①、第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画スケジュールについてです。こちらの資料1をご覧ください。

	本日第1回懇談会を開催し、委員の皆様からの意見をもとに、素案の作成を行います。第2回懇談会を10月とし、このときに素案のほうを提示させていただいて、委員の皆様からご意見を頂き、第3次の現行計画を基本として修正していきたいと考えております。 その後、11月後半に第3回懇談会、令和7年1月にパブリックコメントを実施、2月の懇談会で計画の最終確認を行って、3月に計画策定というスケジュールを考えております。以上です。
C委員	これは今までの1次、2次、3次でやられたスケジュールと大体同じですか。それとも事務局が提案して考えたんですか、スケジュール。
事務局(小田)	この順番で毎行っているものであります。
C委員	回数と、今までもこういった形で来たんですか。
計良課長	その懇談会の開催期日は多少ずれたりしてますが大きなスケジュール感とすれば年内に素案までまとめて、年明けにパブリックコメントを行って、3月に策定すると。単年度作業だと、そういう形ですね。これがもし、市民意識調査も含めて1年でやろうとするともっと窮屈になるので、今回意識調査は、昨年度中行って、今年は計画をまとめるというのを、今2か年で進めているような状況にはなっています。
C委員	2次か3次か忘れたんですが、ちょっとまとめて、1月に4回目とかやった記憶があつて。いや、基本的にはこれでいいと思いますが、もちろん煮詰まらなかったら回数を増やすしかないのでは。分かりました。
座長	一応この形で進めるということで、ご了解いただきたいと思います。ありがとうございました。 それでは、次は意識調査報告書でしょうか。事務局お願いいたします。
事務局(小田)	昨年度、計画作成の基礎調査として実施した、人権に関する市民意識調査の報告書について概要をご説明いたします。 調査時期としまして、令和5年の11月、調査のほうを行いました。市内在住の16歳以上80歳未満の2,000人に調査票を配布し、有効回答数は827部、回収率は41.4%でした。 調査項目は、意識の変化を確認するために、基本的に前回調査を踏襲しましたが、障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化の認知度、性的マイノリティに関する設問を増やし、パートナーシップ宣誓制度の導入可否などを追加しました。 調査結果の概要としまして、人権全般についてです。人権尊重状況については、7割近くがどちらかといえば尊重されていると考え

	ていますが、前回調査に比べてどちらかといえば尊重されていないと思う割合が増加しております。 年代別に見ると、20代、30代ではどちらかといえば尊重されているとする肯定的な評価が増えているのに対し、30代以上の年代では否定的な評価が増えており、対照的な結果となっております。 人権への関心度合については「関心のある」が、僅かに増加。 年代別では20代以上の年代では「関心がある」が、おおむね増加しております。 関心のある人権項目では、前回調査に比べ、インターネット上の人権問題、各種ハラスメントを中心とした女性の人権問題、特に新型コロナウイルス感染症の初期に見られた感染症に関する人権問題などが増えております。 自分を含む周辺での人権侵害認識については、前回調査に比べ減少しているものの、4割弱が侵害を受けたと回答しております。 認識している内容では、あらぬ噂・悪口が半数近く、職場でのハラスメント、学校でのいじめが3割前後に増加しているのが目立っております。 人権擁護機関の認知度では最も高い弁護士で5割程度、具体的な相談先としましては、家族や親戚、友人といった周囲の人間が多くなっていることから、公的な機関や相談方法の周知が必要と思われます。 全体を通して見ますと、前回調査に比べ際立った違いや傾向は見られませんでした。 その中で、全般的な人権意識として、インターネット上の人権問題、各種ハラスメント問題などを背景に、人権が尊重されていないとする声が若干高くなっております。 一方で個々のテーマ別に聞いた設問では、各テーマの人権が尊重されていないこと、人権を守るために必要と思われることの回答割合が全般に低下していることから、具体的な課題や改善策までは踏み込めていない状況もうかがえます。 したがって、第3次計画の進捗状況を確認する中で、進捗不足の項目について、さらに取組を強化していく必要があると思われます。以上で説明は終わりです。
計良課長	先ほどの計画の進捗状況でもB委員のほうから事前にご質問ありました。今回全般にわたってということで、今回の意識調査の報告書に関するご質問も事前に頂いておりますので、ご紹介しながら、回答させていただければと思います。

まず今回意識調査の設問が前回と同じということで、結果についてもほとんど変化が見られないと。今回と過去の整合性があるか調査したかという、ご質問でございます。

まずこの意識調査の設問設定にあたっては、5年ごとに計画を立てている中で、5年前と現在でどれだけ市民の方が人権に対する関心度であったり、そういったものが変化、意識変化を見るためにあえてこう同じ設問を設定しているという点もございますので、その点については、整合性はあるというふうに認識しています。

ただ、前段の質疑のやりとりでもありましたけどもその計画の施策事業と、アンケートの設問がつながっていないのではないかとというご指摘も頂いているのでその部分については、正直、整合性がとれていないところがある、というふうに思います。

次に市民意識の変化、行動の変化、どのように読み込んでいるかという点ですが、確かに意識変化につきましては先ほど、アンケートの概要説明の中でも触れましたけども、前回調査と比べて、大きな違い、傾向は、結果としては出ていないと。その中で、全般的な意識とすれば、若い世代を中心にネット上での人権問題、あと、各種のハラスメント問題という部分で人権が尊重されていないんじゃないかという声が前回調査と違って高くなってきていると、関心が高まっているというふうに受け止めております。

個別テーマごとの設問の部分については、先にご説明したとおり、まだ踏み込みが足りない部分もあるというふうに、今回、意識変化についてはそういうふうに読み込んでいるところでございます。

前回と今回の調査結果を踏まえて、時期、この後の説明の関連もしてきますけども、次の計画をどのようにつくっていくか、ということでございます。

今日、委員の皆様からもご意見頂きながら、計画策定を進めたいと考えておりますけども、基本的に誰もが住みやすい環境づくり、についてはお互いの生活習慣、文化、価値観の違いを認め合い多様性を尊重することが大切というふうに考えております。

その一方で、女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題の差別偏見などの人権課題というのが依然として存在しておりますので、さらに近年、最近ではインターネット上の人権侵害、様々なハラスメント、性的指向・性自認を理由とする差別偏見、さらには災害時における人権侵害、新型コロナの感染症に代表されますようなそういった様々な差別や偏見というのが、私たちの社会、経済状況の変化によって、人権問題も多様化、複雑化しておりますので、人権問題が生じている背景とすればいろんな情報化、国際化、高齢化、少

	子化、当然、経済の変化に伴う貧困などの問題もその要因なのかなというふうにも考えられます。 こうした状況を踏まえて、佐渡市がこれまで取り組んできた、人権の施策を継承しつつも新しいそういう課題に対して、教育啓発する計画として、次の計画の素案をつくっていききたい、皆さんのご意見頂きながらつくっていききたい、進めていききたいというふうに考えております。 この後の市民意識調査の方法について問題、課題という点については、一つは比較対照、我々その過去の調査だけに絞った形ではありますけども、国であったり、県、ほかの自治体の調査とも、比較できるように、調査方法を検討する余地があるんじゃないかなというふうにも考えております。一応以上でございます。
事務局(小田)	B委員からの質問の意識調査で23ページ、障がいのある人への合理的配慮の義務化についての周知度ですが、今回の意識調査からしても、知っているというのが3割にとどまっているという結果が出ましたので、認知度を上げるための啓発活動がさらに必要であると考えられます。以上になります。
B委員	意識調査なんですけど、3回やった中で、ほとんど、回答比率というか、変わらないというのが現状なので、社会的な背景でインターネットとか、あるいは感染症とか、性的マイノリティというような項目のパーセントが上がっているというのは確かにあるんですが。ほかの基本的な意識、人権に対する意識というのはほとんど変化のない状況の中で、これだけ4次計画を立てるときに、どうするのかなというところ。市民はそれほど変わってないのかな、というところで、この意識調査、これで確かに他の団体やいろいろ比較するには同じような項目を続けたほうが継続したほうが、比較しようとは言いながら、これ3回やると大体市民の意識というのは見えてきた。じゃあもうちょっと違った角度で意識調査をしたほうが、計画がまた新たな方向が見つかるのかなというようにことも考えてもいいのかなというふうには思ったんです。同じことをやって繰り返すのはいいけど、結果が同じで変化がなければ、どこかおかしいでしょ、というのがあるのかなと。事業のやり方がおかしいのか、アンケートの取り方がおかしいのか。どこか疑問を持つべきかなとは思ったんです。 そこで、障がい者の合理的配慮の義務化ということを、今回のアンケートに入れたんです。どれだけ周知度が。これは本来なら国としては、誰もが、今まで公務員だったり、というようなものがありましたけど、一般企業にまで全部義務化してきたわけですけども、その法律ができたのに、これだけの周知でね、30%が知ってる、70%

	が知らないということで。これで市としては、努力義務が必要なのかどうか、その周知に対する努力義務が必要なんじゃないかというように見えるわけじゃないですか。それを捉えて見ると、ほかの事業も同じなのかなという、要するに市の施策や動きが見えないから、同じことが繰り返されている。市民は、同じところに丸つけていくってようなことを全体的には感じたものですから、例としてこれだけ挙げさせていただきました。
座長	もしかするとこのあと、例えば世界遺産になってくるとインバウンドの人も、結構入ってくると思うと、外国人の方に対する意識なんていうのは高まってくるのかなと思うと、その辺りを踏まえた外国人の人権も大事になってくるのかなと思ったりもします。そのあたりは何か佐渡独特のそういった、さっきおっしゃっていた5年前との変容が一つ、それから施策とアンケートとの整合性を持つための内容を見直すのも一つ、もう一つはその佐渡の市民の皆さんの意識の変化の、若い世代ですとかハラスメントですとかインターネットですとかそのあたりのところに地域性というか、施策にあらわれるといいのかなと個人的に感じたところではあります。
B 委員	C 委員にお聞きしたいのですが、意識調査の中で同和問題に対する項目いっぱいありますよね。それと、実績というか、事業に対する実績、どのように反映されているというふうに感じますか。 いっぱい項目、調査項目がありますよね、それぞれ細かい調査をして、事業に対してどういうふうに反映されてると感じてます。
C 委員	項目がいっぱいあることで、事業に進展の変化が起きるという以外は考えていないですけど。私はそれについては余り考えてないんですけども、例えばアンケートのとり方を変えることで、今までと違った答えが出てくるのかどうか。やったことがないし考えたこともないので。そのアンケートの項目自体、こう変えていけば、もちろんアンケートの項目が変われば、今までと違う答えも、普通に合わせて変わっていくんでしょうけれども、私が思うのは、アンケートをやるたびに市民の意識が変わるってことはあり得ないというか。特別な事業を、イベントでこういうように思慮に徹底したとか、そういうことがあれば別ですけども、まず質問をしてそれに対してその答えがくる、その答えに対してどうやってその答えをこの策定委員会で、どの答えが一番問題になるだろうかと、とかそういうのを選んで、それに対する対策等を考えていかないとなかなか変わらないのかなというふうに思っているんですが。 ほかの自治体の、この策定をするときに必ず、どの自治体もアンケートをとっていると思うんだけど、ほかの自治体のやり方を知りたいですね。勉強をしたいですね。本当に毎年違うアンケート

	内容をやっているのかどうか。1年目、2年目、3年目でそう変わらないとしたら、その変わらないところをどうやってつき破っていく施策を考えていけるんだろうかというのも、考えとかないといけなかなと。 例えば高齢者、障がい者の場合も、回答に対して人権を守るために必要と思われることの上から挙げて、多い順にとっていますけど、それもあんまり前年度と変わってないといえは変わっていないんですが、アンケートの項目を変えることよりも出てきた答えから私たちがどういう市民の意識であるかというのを分析して、そこでこれはやっぱり変えていかなきゃいけないんじゃないかということであれば、ここで話をして、就業機会の確保なら確保と書いてあることをもっと有効な手だてですとか、そういうのを考えていかなきゃいけないのかな、という。全部やるともう時間が足りないのので一つでもいいからやっていかないとはいけないと思いましたが、ちょっとまだよく考えてないの。
座長	言われていることは大事だと思います。アンケートの内容もそうですし、その結果も大事にして、次につなげていくというふうにするのは大事な視点だと思います。 各団体の皆さんからも、もし何か関係するアンケートの内容で何かお気づきになるようなことですとか、感想等も含めてなんですけど、何かございましたらぜひ声を出していただきたいと思うんですけど。E委員、いかがでしょうか。
E委員	はい。報告書21ページのところで。高齢者の人権についてということで、アンケートで2番の高齢者が暮らしやすいまちづくり住宅づくりが進んでいないとかですね、それから、ひとり暮らしの高齢者に対する生活に必要な情報、この辺を見ますとね。今、市でも、支え合いとか、そういうものが大切ですからやりませんか。それと、集落でそういうようなものを作れば補助金出しますとかね。そういうのがありますし、あつて回覧は回っているようですが、取り上げるところが少ないんじゃないかなと。その辺をいかにして、市あたりが中心になって、集落とかそういうところへ呼びかける手だてが必要ではないかと。こういうのをやれば金は1個当たり50個、今だったら5万円とかね、何かそのことは出してますけどね。その辺を具体的にどういう形で推進というか進めていくか。これは集落長とか区長がね。やっぱりそういうところへの働きかけというか、そういうことがやっぱり私は大切だと思うんです。 今なんかも、私、金井ですが、要するに高齢の地区に対して、道路とか、高齢者のところへ枝切りとか、そういうのもしますよというのがありますよね。ですからその辺をもっときめ細かく、要する

	に市が音頭をとって、さっき言いました集落長、区長とかね、そういうところへの働きかけ、それをどういう形でやったらいいか、私ども老人クラブ佐渡全体そうなんですが、年々、組織がなくなったりしているんです。高齢者は増えてるけれども組織がなくなると。その原因は何なのかということだね、音頭をとる人がいないとかいうことあるんですけどね、要するに高齢者は増えてるわけですから、やっぱりこの辺のアンケートじゃこういうのが出てきますから、これをいかにやるか。その辺りを私は取り組む必要があると。予算とかもありますけどね。 これアンケート結果もいつも出てくるが、進んでるかというところ、私、疑問に思っていて。佐渡でも老人クラブは、年々減っているんです。組織が減っているんです。それで人員も減ってきて。もう極端な話です。これからもうそうすると高齢者の相談とか。それから、地区でも呼びかけても入らないということがありますし。私ども組織としては、やっぱりいかに老人クラブに入れば、こんないいことがありますよということは宣伝していかないと、と思うんですけども、一番その辺が問題というか、これからの課題ではないかと私は思う。
座長	ありがとうございます。アンケートの結果とその施策のつながりの部分かと思えますけども。貴重なご意見ありがとうございます。F委員いかがでしょうか。
F 委員	私は少子高齢というか、子どもが少なくなって、ポツン、ポツン子どもがいるわけですよ。朝は集団登校でいきますけれども、帰りに1人で歩いてくる子どもが何人もいますよね。ちょっと変な話ですけど、変な人がいるとかそういう話を聞くと、その辺のことがこれから先、女の子、私にも小さい孫がいますので、どうやって守ってあげられるのかなってことは気になっています。 あと、子ども若者相談センター、目の前にあるんですけども、こういうことなのかというこの今回の状況の中で教えてもらってよかったな、と思いました。ありがとうございます。
座長	例えば、女性に関すること何かございますか。2番の16、17ページあたりで。女性の人権に関わる部分で気になる場所とか何か気づいたことがあれば。 若い人が、ハラスメントとかがあったときにこの狭い地域の中で、発言できるかなって言う、そういう不安はあります。
C 委員	これをまとめた方が今日せっかくいらしているの、その感想とかお聞きしたいです。
委託業者	今日は参加させていただきましてありがとうございます。今ほどのお話いただきましたアンケートですが、先ほど事務局の方からお

	話しいただいたとおり、調査項目自体が大きく変わってなかった、今までも変わっていなかったというのもありまして、調査結果自体も、そう大きくは変わってなかったというのが非常に大きな印象ではあるんですけども、その中で全体的に、全体面を通して見ると、やっぱりいろいろ今テレビやマスコミ等で、各種ハラスメント、あとインターネット上のいろいろ人権侵害の問題等取上げられてる関係で、関心としては高まっているのかな、と。全体的な関心として高まっているかなと。 それが個別に、それぞれの細かな項目を聞いていくと、例えば、この辺が問題ですとか、そのために改善するためにこうしたらいいですよっていう設問を聞くと、全体的に回答が下がっているというのがあります。その辺を考えると、全体として、関心ありますかと聞かれると関心あるんだけど、個別に見ると、そういう具体的なところにまでなかなか踏み込んで考えてないというのが印象として考えられました。 したがって、要は全体的にやはりこの人権問題というのは非常に難しいところで、やはり自分に直接降りかかってこないとなかなか関心が高まってこないというところがありまして、そういうところで、若干心配されるのが全体的に関心、細かなところの関心というのは下がってきてるのかなと思います。 その辺も踏まえて、今後新しい計画の中で、どのように施策を考えてテーマを協議したらいいのかなというところもアンケートの方から考えてみたいと、と感じました。 あと、今後につきましては、今ほど課長さんの方もお話しありましたように、今までのようなこういう意識の変化を見るだけの調査がいいのか、それともまた新たなテーマがあれば、新たなテーマをきちんと聞いて、それについてどう思うか、ではそれを施策にどうやって生かしていくか、というような観点でもう少しまた、アンケートの中身については、私どもがこれからやるわけではないんですけども、考えていく必要というのは当然あるのかな、と感じた次第であります。それは次回以降の課題かな、と感じました。 簡単ではありますが、以上でございます。
座長	ありがとうございました。 では次、③第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画の方針骨子案についてです。事務局からお願いします。
事務局(小田)	第4次計画を策定するにあたり、まず骨組みとなる部分について、委員の皆様からのご意見を伺いたいです。 資料ナンバー2をご覧ください。事務局案としましては、現行計画を基本として、法改正や社会変化に対応して追加もしくは表現を

	修正する方向で考えました。その背景としては、先に質疑もありました、市民意識調査の結果を見ると、基本方針と目標は継続し、施策の取組を検討する必要があるのではないか、また、意識調査で関心が高くなったLGBTQコロナといった部分の差別解消を新たな方針、目標として掲げる必要があると考えます。 ほかお気づきの点、各人権問題の新たな課題等ございましたらご意見お願いいたします。以上です。
計良課長	一応計画、これからまた恐らく素案みたいな形で完成形に近い形のほうが多分委員の皆様のイメージがつくかと思うのですが、素案をつくるにあたって、目次ですね。目次については、基本的には今の現計画の項目で一度整理させていただくの、今回新たな人権問題というか課題になるであろう、インターネットであったり性的マイノリティもしくは感染症、場合によれば災害的な部分も含めて、その辺を新たに重点的なものにするか、そういう目標に明記する、というような形で、骨組みのほうを整理して、具体的な素案ですね。それこそ今回いろいろご意見頂いた市民意識アンケートの部分から、どういう、今度ちゃんとしっかりつなげるような形で、どういう方向性の施策が要るかという部分を、整理させていただきたいと思いますし、またこの委員皆さまで構成するこの懇談会以外に、当然その市役所内で関係部署の庁内の会議でまた具体的な、今日頂いたご意見をもとに、施策のほうも市役所の中で、しっかり議論して揉んだ形で、また改めて、この懇談会委員の皆さんにお示ししたいと思いますので、もし大きな部分で何か抜けているようなところがあれば、今日に限らず、気づかれた時点で結構ですのでまた事務局のほうに、教えていただければと思います。 ご意見については最後に委員の皆さんに、お配りしたA委員からの質問、意見書ということで、全てに、お答えできないかも分かりませんが。要望事項ということで、まず人権同和問題、課題解決方針、いまだ人権の定義が揺らいでいると。それはA委員が昨年度の会議から、それ以前からかもしれません、計画策定のタイミングを合わせて、人権の定義というものをしっかり、議論して固めたほうがいいんじゃないかというご発言を頂いております。中段、いろいろ法律等でできておりますのでこの部分については、我々事務局、しっかり勉強しなさいよという部分がございますし、あと、1枚目の下のほうですね、人権をやはり助け合いだとかいたわり。やはりそういうふうに計画の文章であったり、そういうふうに読み取れる部分があるということで、そういった部分はやはりそもそも考え方が間違っている、人権は、一人一人認められた権利という部分

	で、福祉助け合いとは全然意味合い違いますよっていうのを再認識していただきたいという要望です。 子どもの人権については関係団体、職員等を含めて人権研修を必須事項、施策としてしっかり上げてくださいということですし、2番目の同和問題、これは、ここに書いてあるとおりなんですけど、実際部落差別に関する、「鳥取ループ」、インターネットに実際佐渡の具体的な地名を公開し、差別的な形でやっている、これについては具体的に市長という名前も出ておりますけども、我々のほうも、常にインターネットでどういう情報が出ているかというのはモニタリングをして、削除要請という公文書で法務局に働きかけはしております。さらに踏み込んで市長が直接法務局に出向いて削除要請してほしいという要請になっております。 その下のP14、計画の進捗状況の部分かと思いますが、国、県、関係機関団体への支援っていうのは誤りではという部分、これは表現が間違っている部分であれば、その辺は訂正させていただきます。 あと障がい者、人権、女性の人権等々については、こちらご意見頂いた部分のご意見として受け止め、今後の素案づくりのほうで反映というか考えてまいります。 その他、インターネット、個人情報保護の部分についても、それぞれ対応を求めるという部分でございますので、この辺ご意見として承りたいと思います。
座長	では、今ほどの点も含めて、その他のところで皆様から何か全体通して何かありましたらお願いいたします。
F 委員	最近、災害が多いので、障がい者とか高齢者への対応とかそういうことをきちんとできているかということはこの人権の問題に入らないのでしょうか。災害時に障がい者、高齢者をどう守るか、っていうことがここにありましたでしょうか。
計良課長	計画にはなかったでしょうか。人権というテーマであれば広く関わってくるので、その部分、災害時の例えば避難所であるとかそういったときに、障がいのある人、また、男性、女性が困らないように体制を整えるっていう部分も、当然、広く言えば人権の話になりますので、関連性はあります。今その辺がどういうふうになっているかという部分のご質問であれば懇談会なり、そういった部分通じて、計画書に具体的にどういうふうに表示するかというのはまた、こちらのほうでも調整させていただきたいと思いますが、もし今その防災対応の部分でご質問ということであればその辺は調べてまた皆さまに回答させていただきます。

座長	ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。では事務局のほうから何かありますでしょうか。
事務局(小田)	議題の(3)その他ということで、次回の懇談会の日程につきましては、資料1のほうに書かせていただいておりますように、10月を予定しております。以上です。
座長	その他、皆様の方でないようであれば、以上をもちまして本日の議題は、終了となります。次回、10月ということでまた具体的に日が決まりましたらよろしくお願いいたします。 あとは事務局のほうへお返しいたします。
事務局(小田)	以上で令和6年度第1回佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会を終了いたします。本日はありがとうございました。